

紫明会館	
保存建築物登録年	平成28年
対象建築物となる根拠／価値付け	条例第2条第2項第1号キ／国登録有形文化財（活用後に登録）
概要・活用方法等	昭和初期に学校施設（教育会館）として建設された近代建築を事務所として継続利用するとともに、1階の一部を事務所から老人福祉施設に用途を変更。
工事種別	用途変更



外観

1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	事務所（平成25年以前は学校）	老人福祉施設（1階） 事務所（2、3階）
構造／階数	鉄筋コンクリート造一部木造／地上3階建て	同左
建築面積／延べ面積	（保存建築物合計） 335.47㎡／821.33㎡	（保存建築物合計） 同左
建築年	1932年（昭和7年）	
用途地域／防火地域	第二種住居地域／準防火地域	
意匠設計者	moda architects 一級建築士事務所 村田 昌司 氏	
構造設計者	有限会社エーアールシーシステムプラン 吉田 博和 氏	

2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第35条の2 （令第128条の5）	老人福祉施設部分の床面積が200㎡以上のため、天井及び壁の仕上げを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	感震ブレーカー、非常用照明、誘導灯、自動火災報知設備及び消火器の設置 等



消火器、自動火災報知設備、誘導灯



自動火災報知設備、非常用照明



講堂内観